

# 倉敷民商弾圧事件：禰屋裁判 控訴審判決（原判決破棄・差戻し）理由の概要

2018年1月12日（本藤修記）

※控訴審判決（当日交付されたものは判決要旨）は、法人税法違反（脱税ほう助）について、

1 一審判決が〇〇査察官報告書を鑑定書に準ずる書面として法人税法違反（幫助）の事実認定に用いたことに対して、以下の理由を挙げて、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があると断じた。

（1）本件の査察官報告書は税法上の特別の知識を用いて作成されたものではない。

（2）簿記会許の専門的知識に基づいて作成されたものでもない。

（3）一部の書面について法廷で作成の真正を証言した〇〇査察官と異なる者が作成しており、証拠能力が認められない。（伝聞排除法則違反）

2 そして、「そのほかの控訴理由について判断するまでもなく、原判決は破棄されるべきである」とした。

3 そのうえで、一審での検察官の立証が、公判当初から弁護人が厳しく指弾していた（原資料＝証憑を一切出さずに、査察官報告書による調査結果とこれによる推認のみで立証しようとした）とおおり、「適切な争点整理を経ずに行われた」ものであることを指摘し、「差戻し後の第一審における審理の在り方について、当裁判所の意見を付言する」として、差戻審での検察立証とその審理のあり方について注文を付けている。

4 このことは、まず、原一審において、傍聴支援者が例外なく、一様尋常でない怒りを覚えた江見健一裁判長の訴訟指揮、証拠判断、判決が、いかに刑事裁判における証拠原則を無視する常軌を逸したデタラメなものであったかを、裁判所自身が認めたものであると言える。

5 もっとも、付言は諸刃の剣の性質を有しているようにも見受けられる。一面は、検察官に対して有罪判決を獲得するうえでの手ほどきとも受け止められる指摘であり、もう一面は、検察官に「改めて主張を明らかにして立証の対象を明確にし、その点に絞った分かりやすく簡潔な立証活動を行うこと」との要求である。後者については、検察官に「一からの出直し」を求めているに等しいとも言え、「検察官にそんなことができるのか」と思わせるもので、ここからは、自ずから「検察は差戻審で公訴そのものを取り下げよ」との要求が湧いてくる。本件の控訴審判決に対する上告などは、論外である。

## 控訴理由に対する判断（本件査察官報告書等の証拠能力について・法人税法違反幫助関係）

### 1 基本的な考え方

（１）原審は、検察官が証拠として請求した本件査察官報告書等を刑事訴訟法上の鑑定書面として証拠能力を認めて採用し、取り調べた上、そのほとんどについて信用性を認め、これらに記載されている査察官の判断のとおり事実を認定したことが認められる。

そして、原審は、本件査察官報告書等の作成にあたっての調査及び判断は、学識経験に基づくものであって客観性及び技術性も認められるから、本件査察官報告書等はいずれも鑑定書面に該当する、という。

（２）しかし、原審の上記判断は是認することができない。

①まず、原審は、本件査察官報告書等は税法の解釈運用に関する知識に基づくものであるというが捜査活動に当たって捜査官に法律の知識が必要であることは当然であり、これをもって特別の知識経験と評価することはできない。

税法違反の犯則事件の調査に当たって査察官に税法の知識が必要であることも同様であり、査察官が税法の知識を踏まえて調査を行い、収集した資料を分析して必要な情報を抽出し、一定の判断を形成することは、通常の見査活動と変わらない作業で、あって、これを鑑定と評価することはできない。

②次に、原審は、本件査察官報告書等は簿記会計及びその実務に関する知識に基づくものであるというが、記録を検討しても、本件査察官報告書等の作成に当たり、税法の知識及び会計帳簿に関する一般的な常識を超えて、鑑定と評価するに値する簿記会計に関する専門的知識経験が必要であったか否かは判然としないし、少なくともその一部については簿記会計の専門的知識経験が必要とは考えられない。本件査察官報告書等の作成作業は、一般的な捜査活動における通常の見査認定の作業と大きく異なるところはない。

簿記会計の専門的知識経験が必要な場合も想定できない訳ではないが、原審検察官はそのような事情を主張していない。本件査察官報告書等の作成に当たって簿記会計の専門的知識経験が必要であったことは立証されていない。

③そうすると、本件査察官報告書等が鑑定書面に当たることは立証されていないから、原審がこれらを鑑定書面として採用して取り調べ、事実認定に用いたことは違法である。

### 2 個別の検討

（１）査察官報告書（原審甲 6、290） について [売上げの一部除外問題]

①報告書は、□□建設が提出した確定申告書において、その売上の一部が、真実の事業年度とは異なる事業年度に計上されているとして、請負契約の売上計上の基準日は各工事の完成・引渡日であるとした上、原則として、暇庇担保責任保険の責任開始日を引渡日とするのが合理的であるが一部の工事については最終入金日あるいは鍵の引渡日を引渡日とするという判断が記載されたものである。

②請負契約の売上計上基準日が工事の完成・引渡日であることは法人税法の規定及びその解釈により定まることであり、各工事の瑕疵担保責任保険の責任開始日等から引渡日を認定する判断は、通常の実事認定と性質が異なる作業であって、いずれについても簿記会計に関する専門的知識経験を要するものではない。そうすると、報告書は鑑定書面には当たらないというべきである。

③報告書の記載内容等によれば、原資料の記載内容がそのまま転記されていると思われるから、作成者の証人尋問によって作成の真正及び転記の正確性が立証され、かつ、原資料に証拠能力があることが立証されるならば、刑事訴訟法上の鑑定書面に当たる可能性がある。しかし、原審においては、そのような観点からの検討はされておらず、原資料に証拠能力があることも立証されていない。

(2) 期末商品棚卸高調査書（原審甲 14）について [期末商品棚卸高の減額問題]

①同調査書は、□□建設が提出した確定申告書において、真実と異なる期末商品棚卸高が損金として計上されているとして、□□建設の各事業年度における期末商品棚卸高を調査した結論が記載されたものであるが、同調査書には原資料の数額やそこからの計算過程は全く記載されていない。

②これに関する調査、認定の作業についても、簿記会計に関する専門的知識経験を要するとは考えにくいところであり、少なくとも専門的知識経験を要することは立証されておらず、同調査書が鑑定書面に当たると認めることはできない。

③加えて、仮に上記のような調査、認定の作業に簿記会計に関する専門的知識経験を要する部分があったとしても、〇〇査察官の証言によれば、その作業を行ったのは〇〇査察官とは別の査察官であり、同調査書はその査察官が作成した報告書を基に〇〇査察官が作成したものであり、かつ、その際、基となる報告書の内容は点検しているが、原資料に当たって記載内容の真実性を吟味することはしていないというのであるから、〇〇査察官が公判廷で同調査書の作成の真正等を証言したとしても、これによって同調査書が鑑定書面として証拠能力を得ることはない。実質的に鑑定の作業をしていない〇〇査察官には、上記証人尋問を受ける適格性は認められず、これを証拠能力ありとした原審の判断は是認できない。

(3) 売上高調査書（原審甲 4）及び査察官報告書（原審甲 9）について [架空経費の計上問題]

①同調査書及び報告書は、(1)と同様、□□建設の売上の一部が真実とは異なる事業年度に計上されているとして、決済計算書、契約書添付の計算書等に基づき、各事業年度の売上高や一部の工事の原価等を認定しているものである。

②売上高やその原価の適切な仕訳をする作業には、一定の簿記会計の知識を要する部分があることは否定できないが、会計帳簿に関する一般的な常識を越えた専門的知識経験を要する部分があったとは考えにくい。少なくとも専門的知識経験を要することは立証されておらず、同調査書及び報告書が鑑定書面に当たると認めることはできない。

③加えて、仮に簿記会計に関する専門的知識経験を要する部分があったとしても、〇〇査察官の証言によれば、上記の作業の一部は〇〇査察官とは別の査察官が行っており、同調査書及び報告書の

一部はその査察官が作成した報告書を基に〇〇査察官が作成したものであって、かつ、その際、原資料に当たって記載内容の真実性を吟味することはしていないというのであるから、上記（２）と同様、〇〇査察官が公判廷で作成の真正等を証言しても上記の部分については証拠能力を得ることはできない。

（４）本件査察官報告書等のうちその他のものについては、今後、検察官が適切に主張立証すれば鑑定書面に当たる（あるいは書面の一部が鑑定書面に当たる）と認められるかもしれないと思われが、その場合においても、前記（２）（３）と同様、実質的に鑑定作業を行った者と作成者とが異なる場合には、証拠能力を認められないことがあることに留意すべきである。

### 3 結論と付言

（１）以上によれば、原審は、本件査察官報告書等が鑑定書面に当たると認めることはできないのに、これらを鑑定書面として採用して取り調べ、事実認定に用いたのであるから、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反がある。したがって、そのほかの控訴理由について判断するまでもなく、原判決は破棄されるべきである。

（２）差戻し後の第一審における審理の在り方について、当裁判所の意見を付言する。

①争点とは関係のない部分も含めて会計帳簿や関係書類等を一括して取り調べることは、立証の対象を不明確にし、公判廷における心証形成を困難にするもので、あって、厳に避けるべきである（原審では、□□建設の総勘定元帳と仕訳日記帳等が「記載内容等」などの具体性を欠く立証趣旨で一括して証拠請求され、採用して取り調べられているが、このような立証方法は相当でない。）。

②まず適切な争点整理が行われるべきであり、検察官は真に立証すべき事実は何であるかということ吟味してその主張を具体的に明らかにすべきである。そうすれば、自ずと必要な証拠は絞られ、その範囲も明らかになると考えられる。

③また、検察官が本件査察官報告書等により立証しようと意図した事実は、突き詰めれば、□□建設が提出した確定申告書に記載された所得額と真実の所得額との食い違いであると解され、証拠調べが必要な原資料は、その食い違いを示す資料に限られているから、検察官としては、必要な資料を抽出して整理し、その記載内容から必要な部分を転記して原資料を明示した分かりやすい一覧表を作成するなどした上、刑事訴訟法上の鑑定書面として証拠請求し（もっとも、その場合であっても、原資料が伝聞例外に当たるなど証拠能力を有していることは別途立証する必要がある。）、加えて、査察官等の証人尋問により同書面の意味を説明するなど、分かりやすい立証の方法を工夫すべきである。

④差戻し後の第一審においては、改めて検察官が主張を明らかにして立証の対象を明確にし、その点に絞った分かりやすく簡潔な立証活動を行うことが望まれる。